技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成２０年７月

１　技能労務職員の現状

(1) 職種ごとの職員数、平均年齢、平均給与等の状況

区　分			新　潟　県				〔参　考〕　民　間		
			職員数（人）	平均年齢（歳）	平　均給料月額（円）	平　均給与月額（円）	民　間　の類似職種	平均年齢（歳）	平　均給与月額（円）
全　体			747	47.3	349,067	392,850	－	－	－
うち主な職種		運転員	220	46.6	344,564	390,623	自家用乗用車自動車運転手	52.2	240,100
		用務員	184	48.3	353,700	383,587	用務員(※)	53.9	227,200
		学校給食員	30	47.2	348,170	364,456	調理士	39.9	247,600

※　新潟県データは、平成19年４月１日現在のものです。

※　「平均給料月額」は、各職種ごとの職員の給料（基本給）の平均です。

※　「平均給与月額」は、給料の他、月ごとに支払われている扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当を含んだ額です。

※　参考の民間データは、賃金構造基本統計調査（賃金センサス）のデータを使用しています。(平成16～18年の３か年平均)

この調査は、次の企業、労働者を対象にしています。

・企業規模が10人以上の企業

・臨時・日雇を含む雇用期間が１か月を超える労働者

※　新潟県データは、臨時、非常勤を含まない正規職員を対象にしています。

※　用務員の民間データは、都道府県別の数値が公表されていないため、全国平均のデータを使用しています。

(2) 年齢別職員数

（単位：人）

区　分			20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	計
全　体			1	3	26	101	175	160	120	161	747
うち主な職種		運転員		1	3	37	65	52	18	44	220
		用務員			4	25	36	35	42	42	184
		学校給食員			2	4	7	4	8	5	30

(3) その他給与に関する事項

ア　給料表

技能労務職給料表（国の行政職俸給表（二）１級～３級と県の行政職給料表３級、４級の合成。５級制）を適用しています。

イ　手当

技能労務職員に支給される特殊勤務手当（主なもの）は次のとおりです。

手当名称	支給対象業務・作業	手　当　額
動物処理等作業手当	こう傷犬、野犬等の捕獲の作業、直接行うこう傷犬等の殺処分の作業等	１日につき 400円
有害物取扱手当	毒物、劇物又は有害物を使用して行う作業のうち、窒息、中毒、神経障害等健康を害する恐れがある作業	１日につき 290円
漁業調査手当	船舶に乗り組んで行う漁業又は海洋に関する調査又は観測業務	１日につき 300円等
農業教育実習手当	農業に関する科目の実習の補助業務	１月あたり 給料月額の100分の５

※　平成18年度年間支給総額が10万円以上の手当を記載。

ウ　昇給基準

一般職員に準じ、勤務成績に応じて毎年１月１日に４号給（57歳を超える場合は２号給）を標準として昇給します。

ただし、平成18年度及び平成19年度は昇給幅をそれぞれ１号給抑制しました。

２　取組方針

○　技能労務職員の給与については、平成18年度に水準の平均５％程度引下げを含む抜本的な見直しを行うとともに、諸手当の見直しを行うなど、給与の適正化に向けた取組を順次行ってきました。（表１）

今後も業務実態を踏まえ、必要な見直しを行っていきます。

○　技能労務職員が従事する業務については、そのあり方を抜本的に見直し、業務の一部廃止、民間への委託を推進しています。

これに伴い、技能労務職員は、原則、新規職員の採用を行わないこととしています。（表２）

○　技能労務職員については、本来の業務にとどまらず幅広く行政的な業務にも従事させ、行政の効率化を進めています。

（表１）給与についての主な取組内容

項　　目	実施年度	取　　組　　内　　容
給料表に関する事項	平成18年度	給与構造改革により給料水準を最大７％、平均５％程度引き下げ
手当に関する事項	平成17年度	寒冷地手当の引下げ
	平成18年度	特殊勤務手当の見直し 【廃止した手当】 ・船舶さび落とし作業手当 ・早出勤務手当
昇給等に関する事項	平成17年度	退職時特別昇給の廃止
	平成18年度	退職手当の構造見直し、昇給幅の１号給抑制
	平成19年度	昇給幅の１号給抑制

（表２）技能労務職員数の状況

採用の抑制により、最近10年間で３割以上減少しています。
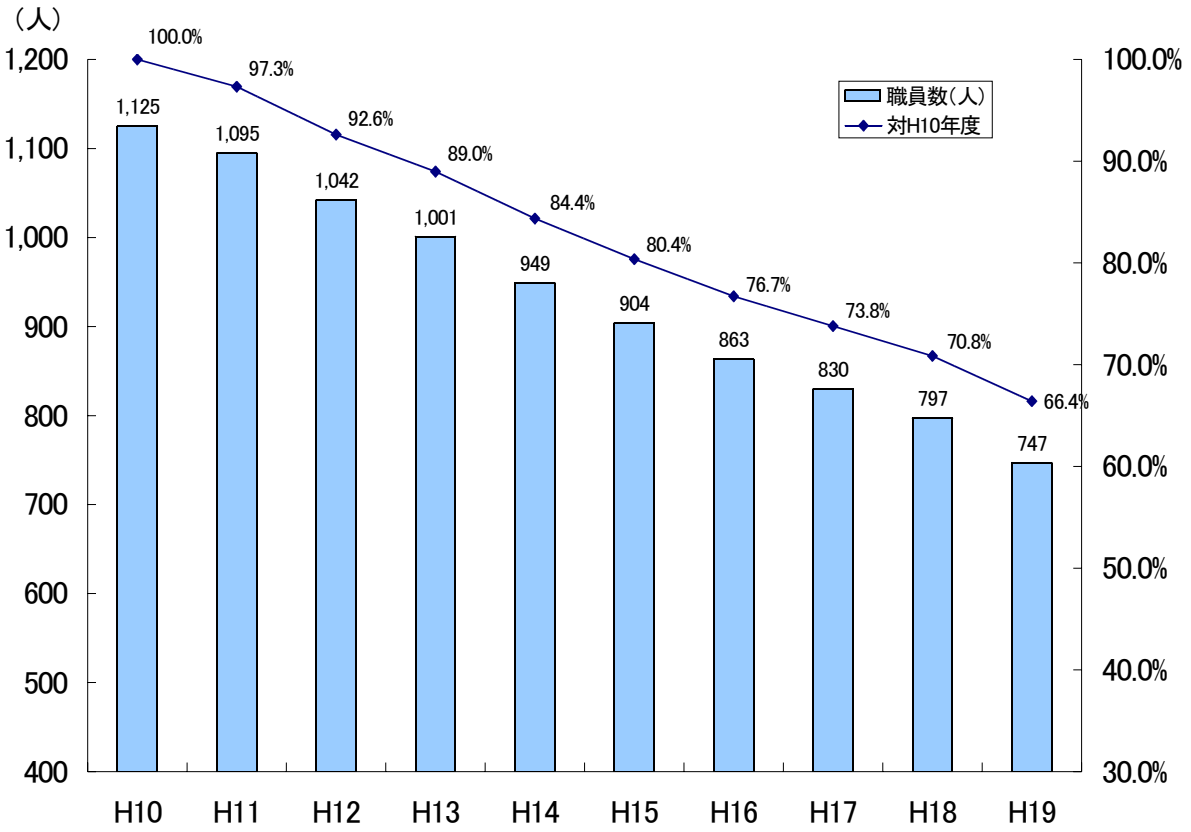
（各年度４月１日現在）